

○四国地方整備局告示第92号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十九年十二月十四日

四国地方整備局長 柘屋 誠

第1 起業者の名称 愛媛県

第2 事業の種類 一般国道 381 号改築工事（松野東バイパス・愛媛県北宇和郡松野町大字吉野地内）及びこれに伴う農業用水路付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 愛媛県北宇和郡松野町大字吉野地内

2 使用の部分 愛媛県北宇和郡松野町大字吉野地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、愛媛県北宇和郡松野町大字吉野地内の延長 1,403 m の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道 381 号改築工事及びこれに伴う農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得の完了している部分を除いた区間を起業地とするものである。

本件事業のうち、「一般国道 381 号改築工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 2 号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される農業用排水路の従来機能を維持するための付替工事は、法第 3 条第 5 号に掲げる地方公共団体等が設置する農業用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判

断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第 12 条の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、道路法の一部を改正する法律（昭和 39 年法律第 163 号）（以下「改正法」という。）附則第 3 項において、国土交通大臣は、改正前の道路法の規定による一級国道であったものを除き、一般国道の改築を当該改築に係る一般国道が存する都道府県が行うこととすることができることとされている。本件事業は一般国道 381 号（以下「本路線」という。）における本件区間に係る改築工事であるところ、本路線は改正前の道路法の規定による一級国道ではなかったことから、本件事業については、改正法附則第 3 項の規定に基づき愛媛県が施行できると認められる。

また、道路法第 13 条第 1 項は、国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理について「政令で指定する区間内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う」と規定するところ、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和 33 年政令第 164 号）による指定を受けた一般国道ではないこと及び本件区間の存する区域が愛媛県であることから、愛媛県が本件区間の道路管理者となるので、愛媛県が本件区間の管理を行うこととなる。

これらのことなどから、愛媛県は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、高知県須崎市を起点とし、同県四万十市、愛媛県北宇和郡松野町を經由し、同県宇和島市を終点とする延長 102.2 km の路線であり、愛媛県内においては、愛媛県南部地域の中核都市である宇和島市と松野町を結ぶ唯一の幹線道路である。また、一般国道 441 号及び一般国道 320 号の 2 路線と連結することにより県南部の主要都市である大洲市及び西予市を結ぶ愛媛県南部地域のネットワークを形成する重要な路線である。

しかしながら、本路線のうち本件区間に対応する現道（以下、「現道」という。）は、幅員が 4.4 ～ 7 m と狭小であるため、自動車の交互交通に著しく支障をきたしており、見通しの悪いカーブが連続する線形不良箇所では、車両同士の衝突事故の危険性もある。また、現道沿線には、小学校をはじめとする公共施設や商業施設が集中しているが、歩道と車道の区別がない混合交通となっており学童をはじめとする歩行者等の安全な通行が著しく阻害され、幹線道路としての機能を発揮し得ない状況となっている。

本件事業の完成により、幅員 9.75 m の片側に歩道を備えた 2 車線道路が整備されることから、幅員狭小箇所及び線形不良箇所をバイパス方式により回避することにより、自動車交通が円滑に処理されるうえ、歩行者と自動車の交通が分離されることにより、歩行者等の安全も確保される。

なお、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に定める環境影響評価の実施を義務づけられた事業には該当しないが、起業者が任意で騒音、振動及び大気質に関して環境への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすことから、本件事業が環境に及ぼす影響は軽微であると予測している。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者が任意で行った調査によると、本件区間の近隣において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサの生息の可能性が指摘されているが、営巣が確認されていないこと等から生育環境に与える影響は軽微であると認められる。

また、本件区間内の土地には文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、本路線の安全かつ円滑な交通の確保を目的とし、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）による第 3 種第 3 級の規格に基づく 2 車線のバイパス道路を建設する事業であり、本件事業

の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間のルートとしては、現道南側を一部トンネル構造により通過するトンネルルート案（以下「申請案」という。）のほかに、現道拡幅を基本としつつ市街地を回避する軌道沿いルート案及び現道を最大限利用する現道拡幅案が検討されている。申請案と他の2案を比較すると、トンネル工事に要する期間が長期化するものの、支障物件が少なく、事業費が最も低廉であり経済性に優れていることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に図る必要性

3(1)で述べたように、現道は、安全かつ円滑な交通が著しく阻害されている状況であることから、できるだけ早期にそのような状況の解消を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足する

と判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 愛媛県北宇和郡松野町役場